

通所介護サービス等利用契約書兼重要事項説明書

1 サービスの目的及び内容

事業者は、介護保険法等の関係法令に従い、利用者に対し可能な限り居宅においてその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、介護給付の対象となるサービスを提供します。

(1) 通所介護サービスは、事業者が管理運営する施設に通い、当該施設において、入浴及び食事の提供（これらに伴う介護を含む）、生活等に関する相談・助言・健康状態の確認その他利用者に必要な日常生活上の世話、並びに機能訓練を行うサービスです。

(2) サービス提供事業者の概要

所在地	鹿児島県鹿児島市伊敷3丁目14番8号	
名称	ナカノデイサービス 管理者：東郷 佑紀	
電話	099-228-2888	
体制	管理者	1名
	生活相談員	1名
	介護職員	1名以上
	機能訓練指導員	1名以上
その他	・営業日 月曜日～土曜日（12月31日～1月2日を除く） ・営業時間 午前8時30分～午後5時30分 ・サービス提供時間 午前9時30分～午後4時30分	

(3) サービス提供（詳細）については、別添「通所介護計画書」を作成し、利用者又はその代理人の同意を得た上で、計画的に提供します。

2 サービス利用料金

(1) 詳細につきましては、別紙をご参照ください。

(2) 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて利用者の負担額を変更させていただきます。

(注) 各種「利用者負担軽減措置」該当者の方は、必ず証書の写しを事前にご提出ください。その後、減免措置を適用させていただきます。

3 サービス提供の記録等

(1) サービス提供を実施した際には、あらかじめ定めた「通所介護記録書」等の書面に、必要事項を記入します。

(2) 事業者は、「通所介護記録書」等の記録を作成、完了後5年間は適正に保管し、利用者又はその代理人の請求に応じて閲覧し、又は実費負担によりその写しを交付します。

4 利用者負担の支払いについて

利用者負担金は、事務簡素化のため「口座振替」の方法にてご協力お願いいたします。口座振替は、サービス利用月の翌月 25 日にご指定の金融機関口座より自動口座振替となります。

5 利用者負担金の滞納

- (1) 利用者が正当な理由なく事業者を支払うべき利用者負担金を 2 ヶ月以上滞納した場合には、事業者は 1 ヶ月の期間を定め、期間満了までにお支払いいただけない場合には、契約（サービス提供）を解除することができます。
- (2) サービスに対する利用者負担金は、本条 2 項（別紙 1）に記載するとおりです。なお、利用者負担金は関係法令に基づいて定められるため、契約期間中であっても関係法令が改定された場合には、改定後の金額を適用するものとします。

6 キャンセル

- (1) 利用者がサービスの利用中止（休止）及び食事の中止をする際には、事前に次の連絡先までご連絡ください。
連絡先（電話）： 099-228-2888
- (2) キャンセル料は、利用者負担の支払いに合わせてお支払いいただきます。

・サービスについて

時期	キャンセル料
サービス利用日の前日まで	無料
サービス利用日の当日	利用者負担金の 100%

※サービス利用日の前日までにご連絡ください。当日中止の場合は、キャンセル料をいただくこととなりますのでご了承ください。

・食事について

ご利用日の前日 17 時 30 分までに連絡があった場合	食事代無料
ご利用日当日にお休みの連絡があった場合	食事代 702 円(税込み)

7 損害賠償

事業者は、サービスの提供にあたって利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、双方[利用者（代理人）・事業者] 協議の上、その損害を賠償します。ただし、自らの責めに帰すべき事由による場合には、この限りではありません。

8 秘密保持

- (1) 事業者は、業務上知り得た利用者及びその家族に関する秘密及び個人情報については、利用者又は第三者の生命・身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。
- (2) あらかじめ本紙により利用者の同意を得た場合は、前項の規定に関わらず、一定の条件の下で個人情報を利用できるものとします。

9 苦情対応

- (1) 利用者は提供されたサービスに苦情がある場合には、事業者、介護支援専門員等に対して、いつでも苦情を申し立てることができます。
- (2) 事業者は、苦情対応の相談窓口及びその連絡先を明らかにするとともに、苦情の申し立て又は相談があった場合には、迅速かつ誠実に対応します。
- (3) 事業者は、利用者が苦情申し立て等を行ったことを理由として何らの不利益な取り扱いをすることはありません。

当施設の苦情対応相談窓口	(担当者) 東郷 佑紀 営業時間 8:30～17:30 (福祉サービス相談日) 営業時間 8:30～17:30
県介護福祉課 事業者指導係	099-286-2687
市介護保険課 給付係	099-216-1280

10 緊急時の対応

サービス提供中に、利用者の病状等に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに医療機関及び代理人に連絡するとともに、病院への搬送が必要と判断した場合は諸手続きを行います。

11 個人情報の使用に係る事項

1 利用期間

介護サービス提供に必要な期間及び契約期間に準じます。

2 利用目的

- (1) 介護保険における介護認定の申請及び更新・変更のため
- (2) 利用者に関わる介護計画（ケアプラン）を立案し、円滑にサービスが提供されるために実施するサービス担当者会議での情報提供のため
- (3) 医療機関、福祉事業者、介護支援専門員、介護サービス事業者、自治体（保険者）その他社会福祉団体等との連絡調整のため
- (4) 利用者が、医療サービスの利用を希望している場合及び主治医等の意見を求める必要のある場合
- (5) 利用者の利用する介護事業所内のカンファレンスのため
- (6) 行政の開催する評価会議、サービス担当者会議
- (7) その他サービス提供で必要な場合
- (8) 上記各号に関わらず、緊急を要する時の連絡等の場合

3 使用条件

- (1) 個人情報の提供は必要最低限とし、サービス提供に関わる目的以外利用しない。
また、利用者とのサービス利用に関わる契約の締結前からサービス終了後においても、第三者に漏らさない。
- (2) 個人情報を使用した会議の内容や相手方などについて経過を記録し、請求があれば開示する。

12 連絡事項

- (1) サービス担当者（職員）に対する贈り物や飲食等のもてなしは、ご遠慮させていただきます。
なお、管理栄養士によるバランスの取れた食事・おやつを提供しております。
※原則として、飲食物の持込はご遠慮願います。
- (2) お金が必要な場合（外出・買い物等）は、事前にお知らせいたします。高額な金銭・貴重品の所持についてもご遠慮ください。紛失等がございましたも当施設では責任を負いかねます。
- (3) 持ち物には必ず名前の記入をお願いいたします。
- (4) オムツ等必要な方は必ずご持参ください。
- (5) 入浴を希望される方は、着替えをお持ちください。
※石鹸、シャンプー等は、施設の物をご利用いただけます。
- (6) 滑りにくい上靴（スクールシューズ等）をご用意ください。

13 その他

- (1) この契約及び介護保険法等の関係法令で定められていない事項については、関係法令の趣旨を尊重して、双方[利用者（代理人）・事業者]協議の上、定めるものとします。
- (2) 契約期間は、当サービス利用期間中又は介護保険被保険者証の認定有効期間までとし、双方[利用者（代理人）・事業者]ともに異論のない場合は、契約更新できるものとします。
- (3) 前第 11 項に定めるところにより、利用者及び代理人、家族の個人情報が必要最小限の範囲内で使用、提供、又は収集することに応じます。但し、外部からの事業所見学又は、学生の施設実習等の受け入れにより、利用者様の情報を提示する場合も有りますのでご了承下さい。

サービス契約にあたり上記の説明を受け、同意します

上記の契約を証するため、本書 2 通を作成し、契約者、事業者が記銘押印の上、各 1 通を保有するものとします。

年 月 日

事業者 住所 鹿児島市伊敷 3 丁目 1 4 番 8 号

事業所名 ナカノデイサービス

管理者氏名 東郷 佑紀 印

契約者 住所

氏 名 印

ご家族 住所

(続柄 ;)
氏 名 印

